

TOPICS

試験所認定の適用範囲を拡大

—電気分野の試験温度の制限が大幅に緩和—

電子情報部 米澤保人 (よねざわ やすと)

yonezawa.yas@irii.jp

専門：固体表面分析、不具合解析

一言：試験の信頼性向上に努めています。



工業試験場では、依頼試験の品質向上の一環として、試験を一定の水準の品質で実施できることを保証する試験所認定を受けています。これにより、鉄鋼材料中の成分分析をはじめとする3つの試験に関しては、海外でも通用する成績書が発行できます。

このうち、温度変化試験(JIS C 60068-2-14_7)は、冷熱衝撃試験装置内に電子機器等の被試験体を設置し、図の例のような急激な温度変化を繰り返し与える試験です。試験温度は表のようにJISで定められており、従来は高温側が10点、低温側が9点の条件しか認められていませんでした。そのため、JISに合致しない製品独自の温度での試験については、認定成績書を発行できませんでした。

しかし、昨年のJISの改正に合わせ、低温側 -55°C ~ 5°C 、高温側 30°C ~ 125°C の範囲のどの温度でも試験できるように温度変更を申請し、6月に認められました。これにより、認定試験の制限は大幅に緩和され、利便性が向上しました。皆さまのご利用をお待ちいたしております。

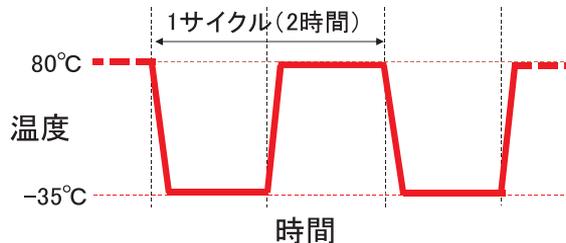


図1 温度変化試験の例

表1 温度変化試験の認定温度

	従来	変更後
高温側 °C	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70, 85, 100, 125	30 ~ 125
低温側 °C	-55, -50, -40, -33, -25, -20, -10, -5, 5	-55 ~ 5